

平成21年6月29日 初版
平成23年6月20日 第2版
平成24年5月22日 第3版
平成25年6月27日 第4版
平成26年7月10日 第5版
平成28年7月13日 第6版

厚生労働省救急医療対策事業 ドクターへリ導入促進事業

道東ドクターへリ運航要領

[事業実施主体・基地病院]

市立釧路総合病院

目 次

1. 目 的	1
2. 定 義	1
(1) ドクターへリ	1
(2) 基地病院	1
(3) 基幹連携病院	1
(4) 出動区分	1
3. 運航体制	1
4. 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保	2
5. 救急現場出動及び緊急外来搬送	2
(1) 出動要請	2
① 要請者	2
② 要請判断基準	2
③ 要請の連絡方法	2
④ 要請の取消し	2
(2) 出 動	2
① 出動指令	2
② 離陸	3
③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定	3
④ 安全確保の責任	3
(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関	3
① 搬送先医療機関の選定	3
② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立	3
③ 家族及び付添者の同乗	3
(4) 操縦士権限	3
(5) 搭乗医療スタッフ	4
6. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航	4
(1) 自ら入手した情報等による出動	4
(2) 依頼又は通報の主体との連携	4
(3) 離着場所が満たすべき要件及び離着陸条件	4
(4) 離着陸場所で実施する安全確保のための確認等	4
(5) その他離着陸のための安全確保	4
7. 施設間搬送	4
(1) 出動要請	5
① 要請者	5
② 要請判定基準	5

(2) 出動	5
(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関の選定	5
(4) 操縦士権限	5
(5) 搭乗医療スタッフ	5
8. 出動時間等	5
9. 気象条件等	6
10. ヘリコプター	6
11. 常備搭載医療機器	6
12. 機内の衛生管理	6
13. 基地病院の体制づくり	6
14. ドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い	6
(1) ドクターヘリ事業運営費	6
(2) 傷病者負担	7
15. ドクターヘリ運航調整委員会の設置	7
16. ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処	7
17. ドクターヘリ運航時に発生した事故等への補償	7
18. ドクターヘリ出動医師の責任	7
19. 災害派遣	7
(1) 災害派遣の検討	7
(2) 災害派遣の決定	7
(3) 運航スタッフの派遣協議	8
(4) DMA T事務局への報告	8
(5) 災害時の指揮及びDMA T等との関係	8
(6) 災害時の任務	8
(7) 搭乗する医師及び看護師	8
(8) 費用等	9
20. 北海道との協議	9
別紙1 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン	10
別紙2 ドクターヘリ要請基準	12
別 表 通常運航圏の消防機関	13

1. 目 的

この要領は、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日付け医政発692号厚生省医政局長通知）に基づき、実施主体である市立釧路総合病院及び関係機関の連携により、ドクターへリを円滑かつ効果的に運航するために必要な事項について定める。

2. 定 義

(1) ドクターへリ

ドクターへリとは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターをいう。

(2) 基地病院

基地病院とは、救命救急センターであり、ドクターへリ事業の実施主体である市立釧路総合病院（所在地：釧路市春湖台1番12号、開設者：釧路市長）をいう。

(3) 基幹連携病院

基幹連携病院とは、基地病院と連携してドクターへリを運航し、ドクターへリの格納庫及び給油施設を有する釧路孝仁会記念病院（所在地：釧路市愛国191番212、開設者：社会医療法人孝仁会）をいう。

(4) 出動区分

ドクターへリは、交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始とともに、救急搬送時間の短縮を図ることを主目的とし、これを救急現場出動という。

また、出動要請後、ドクターへリ到着まで一時的に直近の医療機関（以下「現場医療機関」という。）に搬送された傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動を緊急外来搬送という。ただし、救急現場出動及び緊急外来搬送を妨げない場合は、医療機関に搬入され初期治療が行なわれている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関に転院させるための出動を行なうことができるものとし、これを施設間搬送という。

3. 運航体制

基地病院はドクターへリの運航にあたり、関係医療機関と連携・協力して円滑な運航体制の確保に努めるものとする。また、ドクターへリの出動は、基地病院及び基幹連携病院からの二ヶ所とするとともに、医療スタッフや受入医療機関については、基地病院を中心とした複数の医療機関で運用するものとする。

4. 医療機関及び行政機関等との協力関係の確保

事業実施主体は、傷病者の救命を最優先し、医療機関及び消防機関を含む行政機関等の協力を得て、ドクターへリの安全で円滑な運航に努めるものとする。

なお、ドクターへリの効果的な運航を図るため、他のヘリコプター運航機関との連携に努めるものとする。

5. 救急現場出動及び緊急外来搬送

(1) 出動要請

① 要請者

救急現場等への出動要請は、ドクターへリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な距離を考慮し、基地病院から概ね100km圏内に所在する消防機関（別表）が要請するものとする。ただし、他の消防機関からの要請であっても基地病院が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

なお、海難事故の場合は、海上保安庁も要請することができるものとし、その場合、海上保安庁は速やかに事故発生現場を管轄する消防機関等にその旨連絡する。

② 要請判断基準

119番通報受報した消防機関又は、現場に出動した救急隊が救急現場で「別紙1」又は、「別紙2」を参考として、医師による早期治療を要する症例と判断した場合。

③ 要請の連絡方法

基地病院のドクターへリ通信センター（以下、「通信センター」という。）に設置されている「ドクターへリ要請ホットライン」傷病者情報、ドクターへリ離着陸場所、安全確保等必要な情報を通報するものとする。

④ 要請の取消し

現場に出動した救急隊が救急現場へ到着後、傷病者の状況が判明し、救急現場への医師派遣を必要としないと判断された場合、又は、現場医療機関の医師の判断により、ドクターへリを必要としないと判断された場合には、消防機関は要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出動

① 出動指令

要請を受けた通信センターは、直ちに運航スタッフ（操縦士、整備士及び医療スタッフ）に出動指示を出すものとする。

ただし、要請を受けた時点でドクターへリが他事案への出動中及び出動不能の場合には、直ちにその旨を要請消防機関に伝えるものとする。

② 離陸

通信センターは、操縦士に対し目的地の気象状況等を伝えるとともに、医療スタッフに対し傷病者情報等を伝える。

運航スタッフは、救急現場出動に必要な情報を把握し、要請から概ね5分以内に、基地病院を離陸するものとする。

③ 傷病者状況確認と離着陸場の選定

通信センターは、要請消防機関より傷病者情報を収集し、医療スタッフに伝達するとともに、要請消防機関と協議の上、離着陸場の選定を行い、操縦士及び整備士に伝達する。

④ 安全確保の責任

ドクターへリの運航上の安全確保については、事業実施主体により委託されている運航会社が責任を負うものとする。また、離着陸場の安全確保については、要請消防機関や離着陸場の管理者等の協力を得るものとする。

なお、離着陸場の選定は、航空法及び運航会社の定める運航規程によるものとし、関係機関との協議の上、決定するものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関

① 搬送先医療機関の選定

ドクターへリ出動医師又は現場医療機関の医師の医学的判断を基に、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

② 搬送先医療機関への傷病者搬送通報及び傷病者搬入手段の確立

通信センターは、要請消防機関及びドクターへリ出動医師等と連携して、搬送先医療機関へ傷病者の搬送通報を行うものとし、その搬送手段及び離着陸場の安全確保は、関係機関と協議の上、確立するものとする。

また、通信センターは、搬送先医療機関へ傷病者情報等の必要事項及びドクターへリ到着時刻等について連絡を行うものとする。

③ 家族及び付添者の同乗

家族及び付添者の同乗については、原則1名とするが、ドクターへリ出動医師の判断により状況によっては搭乗させないことができる。

ただし、家族及び付添者の同乗ができない場合には、傷病者に必要とされる治療行為について、家族及び付添者の承諾を得られるよう努力しなければならない。

(4) 操縦士権限

救急現場出動及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場の安全が確認できる場合には、操縦士の判断で離着陸できるものとする。また、救急現場及び搬送先医療機関への飛行中において気象条件又は機体条件等から操縦士の判断により飛行中止及び目的地の変更ができるものとする。

(5) 搭乗医療スタッフ

救急現場出動に搭乗する医療スタッフは、医師 1 名及び看護師又は医師のいずれか 1 名の計 2 名とする。

6. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航（航空法施行規則第 176 条の改正（平成 25 年 11 月 29 日施行）に伴う規定）

(1) 自ら入手した情報等による出動

消防機関等の依頼又は通報に基づかないドクターへリの出動は、厚生労働省、地方公共団体、高速道路会社等からの情報又は自ら入手した情報によって、基地病院の長がドクターへリの出動を必要と判断したときに限って行うものとする。

(2) 依頼又は通報の主体との連携

上記（1）の規定により出動する場合には、基地病院及び運航会社は、依頼又は通報の主体と連携を図りながら活動するものとする。

また、運航に際して、基地病院と依頼又は通報の主体は継続的に連絡が取れる体制を保持しなければならない。

(3) 離着陸場所が満たすべき要件及び離着陸条件

離着陸場所の要件は、航空関係法令等に定める基準に適合するものでなければならぬものとし、基地病院は、発災地域を管轄する消防機関との調整を図り、当該消防機関等の判断を仰ぐとともに、同消防機関等からドクターへリの要請依頼又は通報を受け、航空法施行規則第 176 条の規定によるものでなければならない。

(4) 離着陸場所で実施する安全確保のための確認等

本要領で定める消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航については、基地病院を離陸し救急現場までの出動を許可するものであり、離着陸場所で実施する安全確保のための確認等については、航空法等関係法令の定めにより、消防機関又は海上保安庁、操縦士が行うものとする。

(5) その他離着陸のための安全確保

消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航を行った場合、基地病院は運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならない。

7. 施設間搬送

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を図ることを原則とする。

(1) 出動要請

① 要請者

(ア) 搬送元又は搬送先医療機関に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設していない場合は、搬送元医療機関を管轄する消防機関が行うこととする。

(イ) 搬送元及び搬送先医療機関の双方に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設している場合は、医療機関が行うものとする。

② 要請判定基準

医師が医学的な判断から、高次医療機関又は専門医療機関へ医学的な管理を継続しながら、迅速に搬送する必要があると認めた場合。

(2) 出動

5-(2)に準ずるものとする。

(3) 傷病者搬送及び搬送先医療機関の選定

① 傷病者の搬送は、要請する医療機関の医師とドクターへリ出動医師で協議する。

② 搬送先医療機関の選定

要請する医療機関の医師が、医学的判断を基に搬送先医療機関の医師と協議し、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定することとする。

③ 搬送先医療機関に対する傷病者搬送通報

5-(3)-②に準ずる。

④ 家族及び付添者の同乗

5-(3)-③に準ずる。

(4) 操縦士権限

5-(4)に準ずる。

(5) 搭乗医療スタッフ

5-(5)に準ずる。

8. 出動時間等

ドクターへリ出動時間は、原則として以下の区分のとおりとする。ただし、運航終了時間を日没とすることから出動時間を基地病院の判断により夫々の区分に定める運航終了時間前とすることができます。

①	4月 1日 から	4月30日 まで	8時30分 ~ 17時00分
②	5月 1日 から	8月31日 まで	8時30分 ~ 18時00分
③	9月 1日 から	9月30日 まで	8時30分 ~ 17時00分

④	10月 1日 から 10月31日 まで 8時30分 ~ 16時30分
⑤	11月 1日 から 1月31日 まで 8時30分 ~ 16時00分
⑥	2月 1日 から 2月28日 まで 8時30分 ~ 16時30分
⑦	3月 1日 から 3月31日 まで 8時30分 ~ 17時00分

9. 気象条件等

気象条件等による飛行判断は、ドクターへリ操縦士が行う。

なお、出動途中で天候不良になった場合には、5-(4)によるものとする。

10. ヘリコプター

ドクターへリに供するヘリコプターの運航委託は、「ドクターへリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針について」(平成13年9月6日付け指第44号、厚生労働省発出)によるものとし、併せて(社)全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターへリ分科会による「運航会社及び飛行従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」を基本とする。

11. 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターへリに、救急蘇生に必要な薬品及び資機材を収納したドクターバッグ、医療用ガスアウトレット、吸引器、心電図モニター、動脈血酸素飽和度モニター、人工呼吸器、除細動器、自動血圧計等をドクターへリ運航時、機体に搭載するものとする。ただし、必要時には機外に持ち出せるようになっていなければならない。

12. 機内の衛生管理

ドクターへリ機内の衛生管理については、基地病院が定める衛生管理マニュアルに基づき、基地病院が操縦士及び整備士の協力を得て行うものとする。

13. 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターへリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場の確認や運航に必要な資料の収集の他、出動事例の事後評価に努めるものとする。この場合、関係機関等との間で個人情報の保護に十分努めるものとする。

また、傷病者の受入に必要な空床ベッドを確保するものとする。

14. ドクターへリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱い

ドクターへリ事業に係る費用負担及び診療報酬等の取扱いについては、当面の間、次のとおりとする。ただし、健康保険法の改正等により変更する場合がある。

(1) ドクターへリ事業運営費

ドクターへリ事業運営費は、厚生労働省の定めるところによる。

(2) 傷病者負担

ドクターへリの出動及び搬送に係る傷病者負担は、無料とする。

ただし、救急現場での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族の負担とする。

15. ドクターへリ運航調整委員会の設置

事業実施主体は、ドクターへリを円滑に運航するため、消防機関、医療機関、行政機関等の理解協力を得て、道東ドクターへリ運航調整委員会を設置する。

ドクターへリ運航調整委員会の運営については、「道東ドクターへリ運航調整委員会運営要領」に定めるものとする。

16. ドクターへリ運航時に生じた問題の対処

ドクターへリ運航時に生じた問題に対する対処は、基地病院が対応するものとする。

この場合において基地病院は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

17. ドクターへリ運航時に発生した事故等への補償

ドクターへリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、基地病院及びヘリコプター運航会社は協力してその補償を行うものとする。

また、事故等に備えて、十分な補償ができるよう基地病院及びヘリコプター運航会社は傷害保険等に加入しなければならない。

18. ドクターへリ出動医師の責任

ドクターへリ出動医師は、出動した救急隊及び搬送元医療機関の医師から傷病者の引き継ぎを受け、搬送先医療機関の医師へ引き継ぐまでの間の医学的な責任を負うものとする。

19. 災害派遣

(1) 災害派遣への検討

基地病院の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターへリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- ① 北海道知事からドクターへリの派遣要請を受けたとき。
- ② 厚生労働省DMA T事務局からドクターへリの派遣要請を受けたとき。
- ③ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき。

(2) 災害派遣の決定

上記(1)規定による派遣要請を受けた基地病院の長は、ドクターへリの運航状況等を勘案し、上記(1)の①～③の区分毎に、要請への対応の可否を知事等との協議

によりドクターへリの運航を決定するものとする。

(3) 運航スタッフの派遣協議

運航の決定を行った基地病院の長は、知事等との協議により被災地域におけるドクターへリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者など（以下「運航会社の従業員」とする。）を、委託運航会社と協議し、被災地域に派遣することができる。

(4) DMAT事務局への報告

基地病院の長は、ドクターへリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。

(5) 災害時の指揮及びDMAT等との関係

ドクターへリが上記（2）に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、次の各項の定めに基づき関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

- ① ドクターへリは、上記の規定に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ② ①の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターへリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターへリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ③ 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

(6) 災害時の任務

ドクターへリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動。
- ② 患者の後方病院への搬送。
- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターへリが実施可能なもの。

(7) 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターへリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよ

う配慮するものとする。

(8) 費用等

基地病院は、上記（2）及び（3）の規定による検討又は協議の結果に基づく派遣に係る費用等については、知事並びにドクターヘリ運航会社との協議に基づき、ドクターヘリ運航会社に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

なお、災害救助法の適用となる災害において、当該派遣がDMA Tと一体となった活動である場合は、知事が基地病院に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

20. 北海道との協議

事業実施主体は、本事業を円滑に推進するため、北海道の指導及び助言に従い、必要な措置を講じるものとする。

また、本事業を通じて北海道の航空医療体制の充実に向け協力するものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月29日から適用する。

一部改正 平成23年6月20日から適用する。(出動時間変更による改正)

一部改正 平成24年5月22日から適用する。(別表の通常運航消防機関の追加)

一部改正 平成25年6月27日から適用する。(災害派遣に関する項目の追加)

一部改正 平成26年7月10日から適用する。(航空法改正に伴う出動及び災害派遣に関する項目等の追加)

一部改正 平成28年7月 日から適用する。(要請者に関する一部修正)

別 紙 1

救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン

(平成12年2月7日付け総務省消防庁救急救助課長発出・消防救第21号より)

第一 消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防・防災ヘリコプターの保有機関は、その保有する消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急業務にあたらせるものとする。

1. 事故等の目撃者等から（1）のいずれかの症例等の119番通報を受信した指令課（室）員が、（2）に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

（1）症例等

- ① 自動車事故
 - イ. 自動車からの放出
 - ロ. 同乗者の死亡
 - ハ. 自動車の横転
 - ニ. 車が概ね50cm以上つぶれた事故
 - ホ. 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
 - ヘ. 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
- ② オートバイ事故
 - イ. 時速35km程度以上で衝突した事故
 - ロ. ライダーがオートバイから放り出された事故
- ③ 転落事故
 - イ. 3階以上の高さからの転落
 - ロ. 山間部での滑落
- ④ 窒息事故
 - イ. 溺水
 - ロ. 生き埋め
- ⑤ 列車衝突事故
- ⑥ 航空機墜落事故
- ⑦ 傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）
- ⑧ 重症が疑われる中毒事件
- ⑨ バイタルサイン
 - イ. 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）

- ロ. 脈拍が弱く、かすかにしか触れない、全く脈がないこと
- ハ. 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く浅い呼吸をしていること、呼吸停止

二. 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

⑩ 外 傷

- イ. 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
 - ロ. 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
 - ハ. 麻痺を伴う肢の外傷
- 二. 広範囲の熱傷（体のおおむね 1 / 3 を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ. 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
 - ヘ. 意識障害を伴う外傷

⑪ 疾 病

- イ. けいれん発作
 - ロ. 不穏状態（酔っぱらいうように暴れる状態）
 - ハ. 新たな四肢麻痺の出現
- 二. 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

(2) 地理的条件

- ① 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
- ② ①には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプターを搬送すると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1に該当しない場合であっても事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも 30 分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員から要請がある場合

第二 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準

消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関は、第一の 1～3 のいずれかに該当する場合には、可及的速やかに航空隊（消防・防災ヘリコプター保有機関）に消防・防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

別 紙 2

ドクターへり要請基準

1. 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2. 意識消失（疼痛刺激でも覚醒しない）
3. ショック（血圧低下、脈拍上昇）
4. 心臓、肺の激痛（胸痛）
5. 痉攣
6. 事故で閉じ込められ救出を要するような場合、高所からの墜落
7. はっきり重症とわかる患者、又は負傷者が2名以上いる場合
例）損傷により体腔が開放になっている。（頭蓋骨、胸腔、腹腔）、大腿骨骨折、骨盤骨折、脊椎骨折、胸郭の骨折、開放骨折すべて、銃創、刺創、殴打など
8. 重症出血（創部、消化管、生殖器）
9. 中毒
10. 熱傷
11. 電撃症、落雷
12. 溺水
13. 歩行者が車等により時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3m以上はねられた場合
14. その他生命に関わると疑う理由があるとき

(注) 本要請基準による消防機関の出動要請については、出動後、患者の状態が改善され、ドクターへリが帰投する場合があっても、要請した消防機関に対し何ら責任を求めるものではない。本格的治療の開始時間を短縮する目的のため、少しでも条件を満たすと思われる場合には出動要請が行われることが必要である。

別 表

通常運航圏の消防機関

消防本部	行政区域	住所	電話
釧路市消防本部 (0154-22-2156)	釧路市 白糠町	釧路市南浜町4番8号 白糠町東1条南3丁目2番地20	0154-22-2156 01547-2-2053
釧路東部 消防組合消防本部 (0153-52-5111)	釧路町 厚岸町 浜中町	釧路町字別保原野南25線54番地3 厚岸町松葉4丁目1番地 浜中町霧多布西1条1丁目23番地	0154-40-5131 0153-52-5111 0153-62-2150
釧路北部 消防事務組合消防本部 (015-482-3276)	弟子屈町 標茶町 鶴居村	弟子屈町美里2丁目1番1号 標茶町旭4丁目6番2号 鶴居村鶴居西3丁目24番地	015-482-2073 015-485-2021 015-464-2344
根室市消防本部 (0153-24-3164)	根室市	根室市大正町1丁目30番地	0153-24-3164
根室北部 消防事務組合消防本部 (0153-72-9114)	中標津町 標津町 別海町 羅臼町	中標津町丸山2丁目22番地 標津町南1条西6丁目2番1号 別海町別海新栄町2番地3 羅臼町栄町100番地83	0153-72-2181 0153-82-2319 0153-75-0119 0153-87-2119

消防本部	行政区域	住所	電話
北見地区 消防組合消防本部 (0157-25-1515)	北見市 置戸町 訓子府町	北見市寿町 2 丁目 1 番 28 号 置戸町字置戸 192 番地 訓子府町元町 10 番地	0157-25-1515 0157-52-3103 0157-47-2419
網走地区 消防組合消防本部 (0152-43-9486)	網走市 大空町	網走市南 2 条西 4 丁目 2 番地 大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 5 号	0152-43-2221 0152-74-2619
美幌・津別広域 事務組合消防本部 (0152-73-1211)	美幌町 津別町	美幌町栄町 1 丁目 4 番地 津別町字新町 1	0152-73-1446 0152-76-2189
斜里地区 消防組合消防本部 (0152-23-2435)	斜里町 清里町 小清水町 斜里町ウトロ	斜里町本町 14 番地 3 清里町羽衣町 13 番地 小清水町字浜小清水 51 番地 5 斜里町ウトロ香川 2 番地	0152-23-2435 0152-25-2110 0152-62-2851 0152-24-2110

消防本部	行政区域	住所	電話
とかち広域消防局 (0155-26-0119)	帶広市 音更町 士幌町 広尾町 大樹町 更別村 中札内村 幕別町 池田町 豊頃町 浦幌町 足寄町 本別町 陸別町 (道北ドクター ヘル担当区域) 上士幌町 鹿追町 清水町 芽室町 新得町	帶広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1 音更町木野西通 16 丁目 1 番地 士幌町字士幌西 2 線 161 番地 広尾町並木通東 4 丁目 4 番地 大樹町字下大樹 224 番地 1 更別村字更別南 1 線 93 番地 中札内村大通南 1 丁目 12 番地 幕別町錦町 90 番地 池田町西 2 条 11 丁目 1 番地の 12 豊頃町茂岩本町 116 番地 浦幌町字桜町 4 番地 3 足寄町北 1 条 4 丁目 52 番地 本別町北 2 丁目 4 番地 1 陸別町栄町 上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地 鹿追町西町 3 丁目 10 番地 清水町南 6 条 4 丁目 1 番地 2 芽室町東 2 条 3 丁目 1 番地 新得町 4 条南 3 丁目 1 番地	0155-26-9130 0155-30-3322 01564-5-2323 01558-2-2730 01558-6-2199 0155-52-2201 0155-67-2111 0155-54-2434 015-572-3119 015-574-2310 015-576-2419 0156-25-2619 0156-22-2007 0156-27-2524 01564-2-2519 0156-66-2201 0156-62-2519 0155-62-2821 0156-64-5103